

権利擁護に関する主な相談窓口

対象	相談先	連絡先
高齢者の方は	八尾市高齢介護課 地域支援室	電話 072-924-3973 FAX 072-924-3981
	各高齢者あんしんセンター ※各中学校区に身近な相談窓口として設置されています。詳しく高齢者あんしんセンターを知りたい方は、072-924-3973 までご連絡ください。	
障がいのある方は	八尾市障がい福祉課 基幹相談支援センター	電話 072-924-3838 FAX 072-922-4900
	委託相談支援事業所 ※市内に4つの相談窓口が設置されています。詳しく委託相談支援事業所を知りたい方は072-924-3838 までご連絡ください。	
どこに相談したらいいかわからない方は	八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター（ほっとネット）	電話 072-924-0957 FAX 072-924-0974
身近な法的トラブルについて	日本司法支援センター「法テラス」	電話 050-3383-5425
権利擁護相談や、成年後見制度の利用手続き等の援助を行っている専門職団体		
・(公社)大阪社会福祉士会ぱあとなあ ・(公社)成年後見センター リーガルサポート大阪支部 ・大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センターひまわり		電話 06-4304-2727 電話 06-4790-5643 電話 06-6364-1251
任意後見制度について	公証役場（大阪府内11カ所） 東大阪公証役場 上六公証役場	電話 06-6725-3882 電話 06-6763-3649

お問い合わせは…

権利擁護センター「ほっとネット」

☎072-924-0957

 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

〒581-0003 八尾市本町2丁目4-10

【電話】072-924-0957 【FAX】072-924-0974

【メール】kenriyogo@yaosyakyō.org

認知症になっても
障がいがあっても
自分らしく暮らしたい


をお手伝いします。



あなたの周りに

このようなことで
お困りの方はいませんか？



 社会福祉法人
八尾市社会福祉協議会

権利擁護センター「ほっとネット」

「ほっとネット」は「ほっとかれへんネットワーク」の略称です

次の事例①・②を読んで、 どのような制度の利用が考えられるか確認してみよう!!

— あなたの周りに困っている方はいませんか? —

事例①

日常の買い物はできるが、
重要な手続き等は一人では
不安がある。



他にもこのような
ことはないですか?

- どこに財布をしまったか忘れてしまう。
- 手元にお金があればすぐに使い切ってしまう。計画を立てて使えない。
- 日常的な金銭管理を一人ですることが不安である。
- 市役所や銀行の手続きが、一人では難しい。
- 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能である。

上記に1つでも当てはまった方は

「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」の利用が考えられます。

詳しい内容は、4ページをご覧ください。

相談先 権利擁護センター(八尾市社会福祉協議会)
電話:072-924-0957 FAX:072-924-0974
mail:kenriyogo@yaosyakyo.org

事例②

日常の買い物も
一人では、難しい方。



他にもこのような
ことはないですか?

- 訪問販売等で、たくさんの宝石や着物などを買って多額の借金があるらしい。
- 自分じゃない第三者から預貯金を勝手に使われていると言っている。
- どこの通帳にどれだけ入っているか把握していない。
- 施設への入所契約が必要だが、契約等の意味を理解するのが難しそうである。
- 遺産分割や遺産相続の手続きが必要である。

上記に1つでも当てはまった方は

「成年後見制度」(法定後見)の利用が考えられます。

詳しい内容は、5ページをご覧ください。

相談先 高齢者の方は、お近くの**「高齢者あんしんセンター」**
障がいのある方は**「基幹相談支援センター」「委託相談支援事業所」**
詳しくは最後のページの相談機関一覧をご覧ください。

※本チェックシートは一例であり、様々なケースがありますので、どこに相談したらいいか分からない場合は、まず権利擁護センター072-924-0957までご連絡ください。

権利擁護センター「ほっと ネット」ってどんなところ？

🍀 ほっとネットとは…

みんなの「ほっとかれへん」を集めてつくる「権利擁護支援の輪」を意味する「ほっとかれへんネットワーク」。

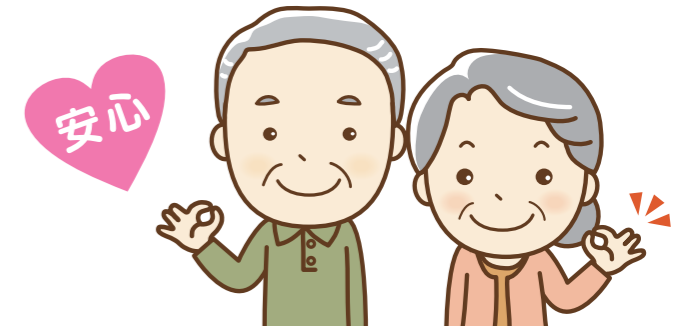
略して「ほっとネット」を八尾市社会福祉協議会権利擁護センターの愛称としました。

権利擁護センター「ほっとネット」では、認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らすことができるように、日常生活自立支援事業や各種制度を総合的に推進し、権利擁護体制を構築します。

🍀 八尾市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築

権利擁護センター「ほっとネット」は、権利擁護支援の中核機関として、地域連携ネットワーク「ほっとかれへんネットワーク」の構築を進めていきます。

法律・福祉の専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)・関係機関が連携・協力する「協議会」を運営し、本人を中心とする「サポートチーム」を支援する仕組みをつくっていきます。



🍀 日常生活自立支援事業

サービスの内容

- ①市役所の手続きをお手伝いしたり、福祉サービスの利用に関する相談や情報提供を行います。
- ②通帳を預かり、生活費のお届けや、ご本人の代わりに支払いをします。
利用料…所得に応じて利用料がかかります。

※本人に代わって、意思決定する法律行為などはできません。
 ※買い物や身の回りの世話、病院への付き添いはできません。

🍀 成年後見制度についての相談業務

- ①成年後見制度の利用を必要とする人や親族、関係機関からの相談をお受けします。
- ②法律・福祉の専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)による個別相談会を定期的に実施します。(無料)
- ③関係機関からの要請に基づき、法律・福祉の専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)を派遣し、サポートチームを支援します。

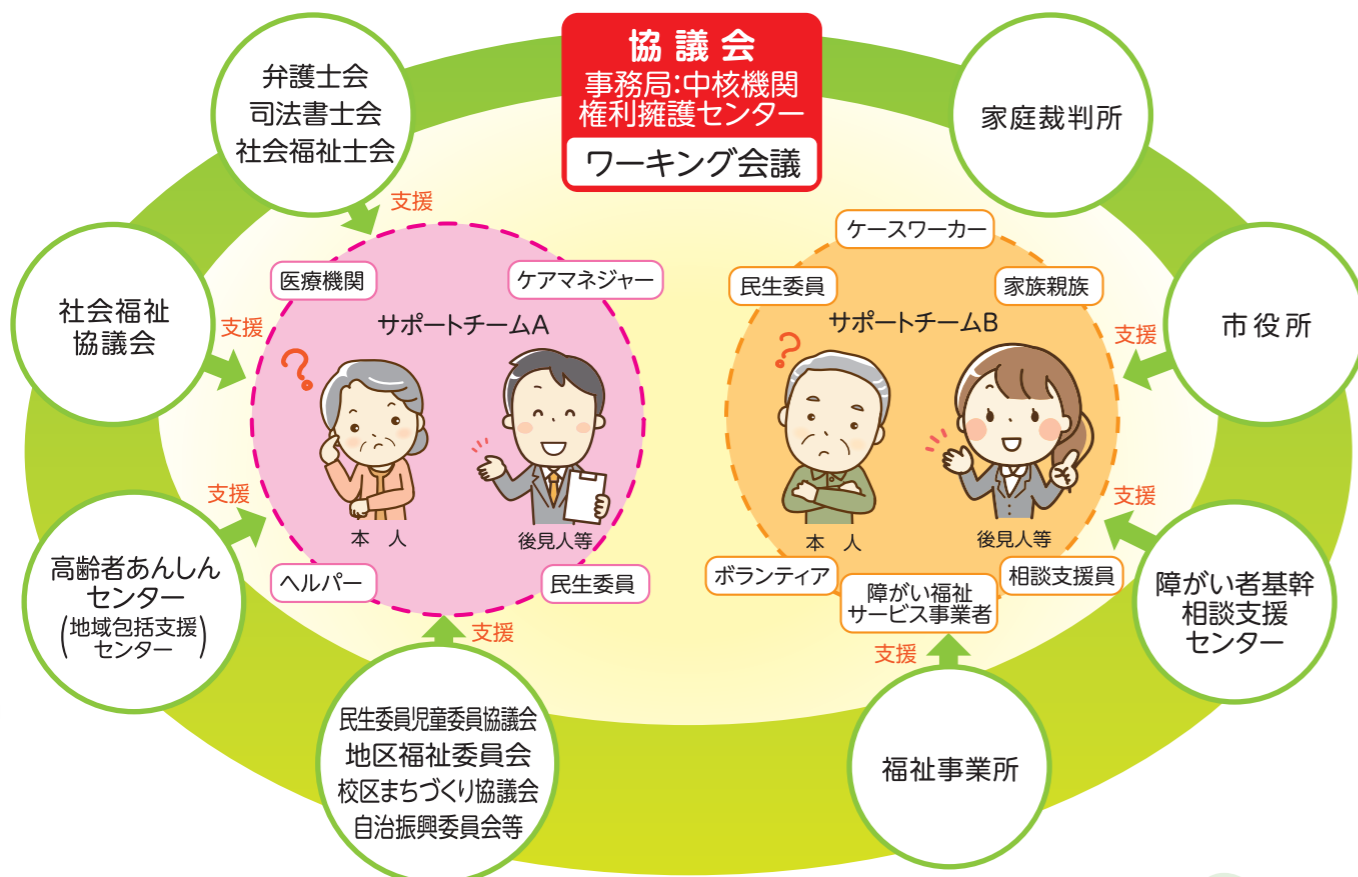
🍀 市民後見人養成事業

判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」活動を推進し、活動中の方へのサポートを行います、詳しくは、9ページをご覧ください。

🍀 法人後見事業

八尾市社会福祉協議会が、「成年後見人(法人)」等に選任され支援します。

地域連携ネットワーク体系図



「成年後見制度」を理解して上手に使おう!

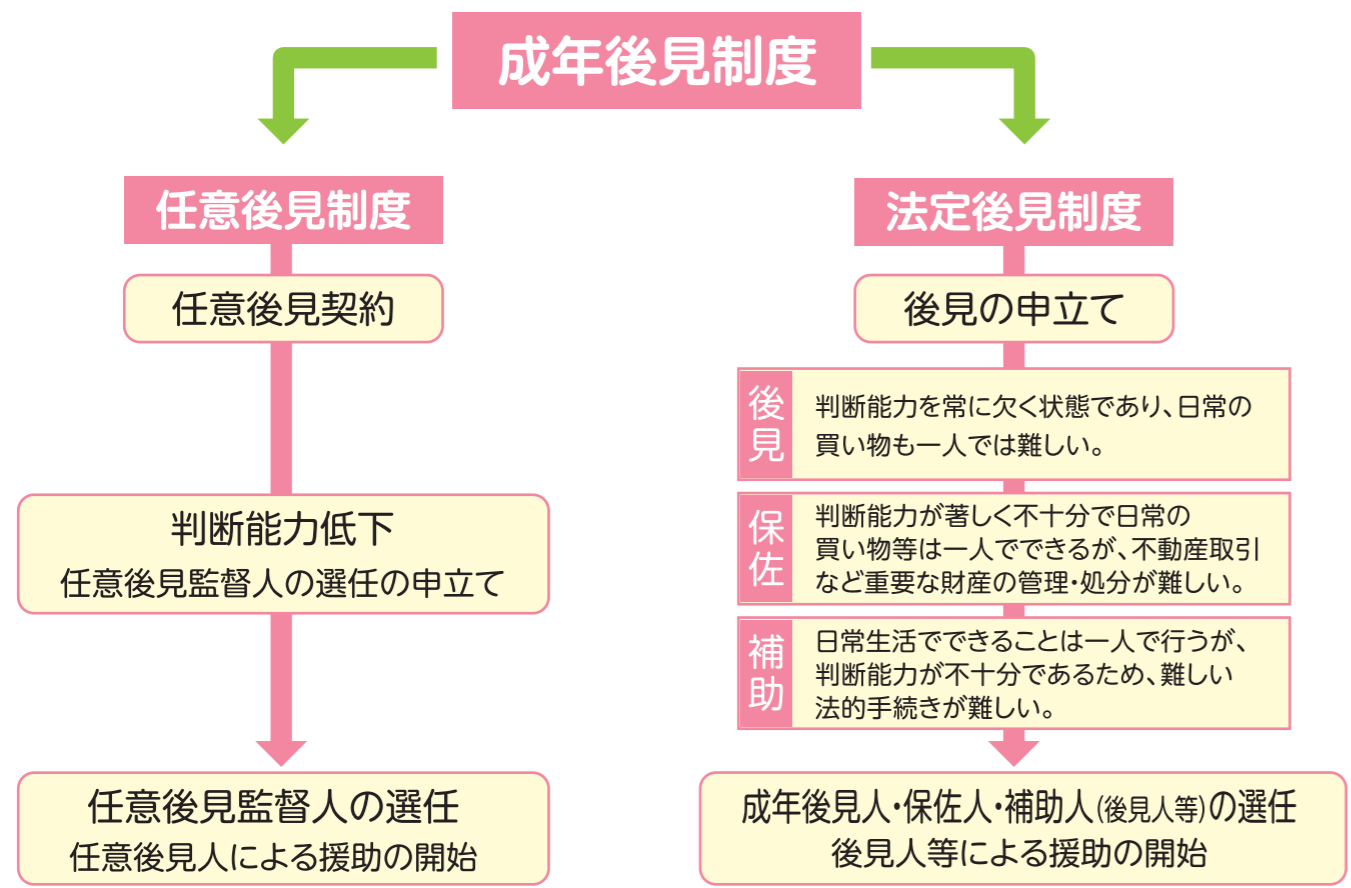


質問1 「成年後見制度」ってどんな制度ですか?

認知症、知的障がい、精神の障がいなどによって、判断能力に不安がある場合、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人(成年後見人等)を選任し、法的な権限を与えて、本人の判断能力に応じた援助ができるようにするのが「成年後見制度」です。

質問2 「成年後見制度」にはどんな種類があるのですか?

判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が成年後見人等を決める「**法定後見制度**」と判断能力があるうちに自分で後見人になってくれる人を決めておく「**任意後見制度**」があります。
 ※「**任意後見制度**」についての詳細は8ページを参照下さい。



質問3 どのような人が成年後見人等に使われるのですか?

ご親族や、弁護士、司法書士、社会福祉士などの「専門職」や「市民後見人」「法人」が選ばれることがあります。
 同じ地域住民である特性を活かした活動である「市民後見人」について詳しくは、9ページ・10ページをご覧ください。

質問4 申立てはどのような人ができるのですか?

ご本人、配偶者、四親等以内の親族等です。ご親族がいない場合は、市町村長が申立てることもできます。

質問5 申立ての費用はどれくらいかかりますか?

申立て費用は、診断書料などを含めて約2万円前後です。(鑑定料含まない) 主なものは次のとおりです。
 収入印紙・診断書・申立手数料・郵便切手・戸籍謄本・鑑定料(鑑定を行う場合)
 詳しくは、家庭裁判所のホームページをご覧ください。
 ※専門家へ依頼した場合、別途費用がかかります。

質問6 成年後見人等(法定後見)の報酬額は?

後見人等の報酬額は、本人の財産や後見活動の内容をもとに家庭裁判所が決めることになっていますが、基本的な報酬額は月額1~2万円が目安となっております。
 ただし、家庭裁判所は、本人の生活に支障が出ないように報酬額を決定します。支払い不可能な報酬額を決定することはありませんので、収入が少なくても制度を利用できます。

質問7 申立てから、成年後見人等が決まるまでの時間は?

概ね2~3ヶ月かかります。申立て後、家庭裁判所が申立人や関係機関などから聞き取りをし、本人との面接を行ったりします。

質問8 後見人等ができないことってありますか?

法律行為(契約など)の支援であって、実際の介護などの事実行為はできません。また、「手術などの医療行為の同意」「ご本人の身元保証人や連帯保証人」になることはできません。

質問9 申立てを取り下げることはできますか?

家庭裁判所の許可がなければ、原則取り下げることはできませんので、申立てをする際は、家庭裁判所などに確認していただき、十分にご検討して下さい。

質問10 申立てはどこにするのですか?

申立先:大阪家庭裁判所
住所:大阪府中央区大手前4-1-13
電話:06-6943-5321

ホームページでも申立書等をダウンロードできます。

大阪家庭裁判所 検索



QRコード

※本人の住所地又は居住地を管轄する裁判所に、申立書類一式を提出してください。
郵送でも構いません。詳しくは、大阪家庭裁判所にお問い合わせください。

将来の安心のために…。 今のうちから備えておきたい方へ



任意後見制度

「自分が安心して老後をおくるために 何か使える制度はありますか?」

- ・自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ人に財産管理等を任せられる「任意後見制度」があります。
- ・公正証書により「任意後見契約」を締結する必要があります。
公証役場へご相談ください。

「障がいのある子どもがいます。子どもの支援ができなくなった 場合のことを考えて、今のうちに使える制度はありますか?」

- ・親が認知症等で判断能力が低下したときに備えて「任意後見契約」を結び、その契約の中で、任意後見人に対して「子の法定後見開始の審判申立」の代理権を付与しておくことにより、親が子の後見開始手続きができなくなっても、親の任意後見人がそれを行えるようにしておくことができます。

遺言



「自分がしっかりしているうちに、 きちんと財産の整理をしておきたいな。」

- ・公正証書で「遺言」を作成しておきます。お近くの公証役場へご相談ください。
公証役場(大阪府内11カ所)
東大阪公証役場 電話:06-6725-3882
上六公証役場 電話:06-6763-3649

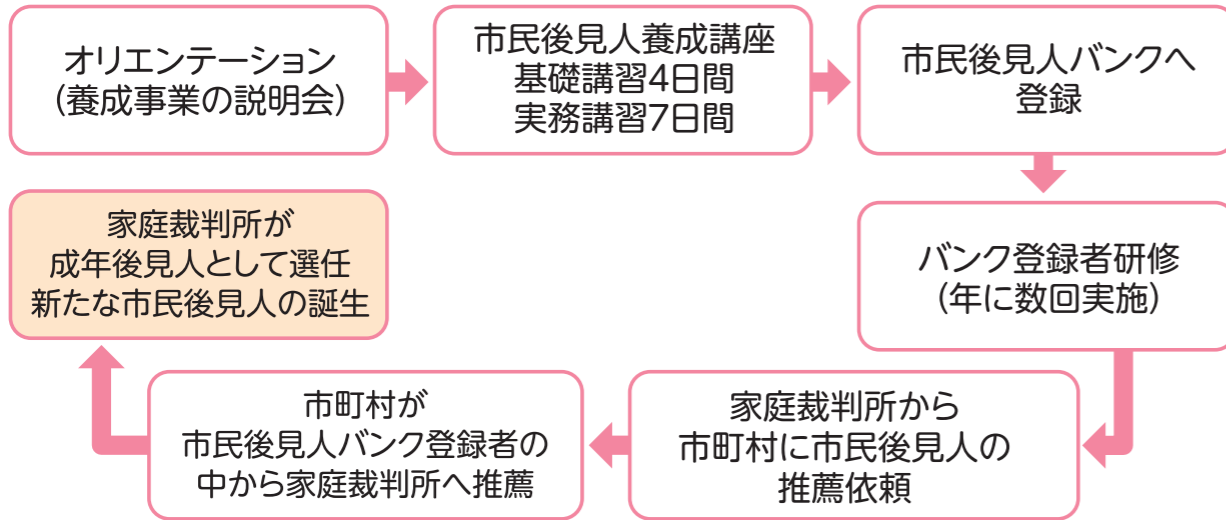
市民後見人ってなあに？

家庭裁判所から成年後見人等として選任された市民のことです。

専門組織による養成と活動支援を受けながら、同じ地域の市民としての特性を活かした活動は、成年後見制度の重要な担い手として期待されています。



市民後見人になるためには



サポート体制

- 日々の後見活動については、権利擁護センターがサポートします！
- 定期的に専門職から助言を受けたり、研修を受けながら後見活動に取り組んでいます。



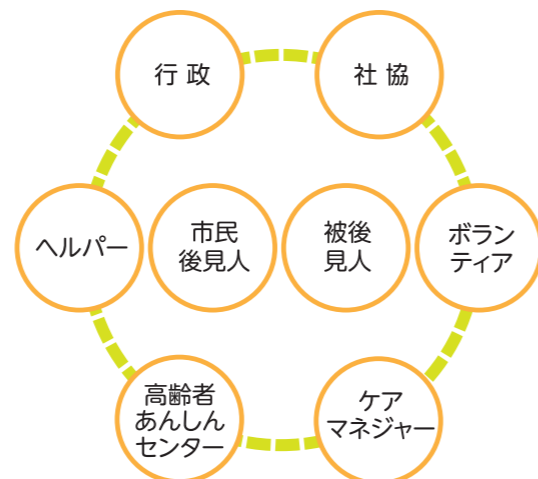
専門職による専門相談の様子



研修会の様子

支援の輪

- 本人に関わる関係機関と後見人がチームになって支援します。市民後見人は、本人に寄り添い、意思決定を支援します。



「市民後見人活動」を分かりやすくマンガで説明!



Aさんは認知症を発症し、在宅生活が難しくなり、施設に入ることとなりました。

施設職員はとても親切に介護サービスをしてくれますが、もともとおしゃべりが大好きなAさん。友人も離れてしまい、何だか寂しそう…



市民後見人が受任されました

「はじめまして!市民後見人のBです。これから週に1回くらいお伺いして、暮らしのお手伝いをしますね。楽しいお話もしましょうね」



きめ細かい市民後見人活動がスタート!

Bさんは、同じ市民目線を大切に活動に取り組みました。Aさんの趣味の話などBさんが来てくれることで、表情が少しずつ和らいできました。



Aさんに楽しみができました!

市民後見人ならではのきめ細かい活動により、Aさんは、Bさんが来るのを楽しみにしています♪
同じ地域の人が地域の人を支える地域福祉活動として、市民後見人は重要な担い手となっています。